

# 桜丘校区コミュニティ協議会会則

## (名 称)

第1条 本会は、桜丘校区コミュニティ協議会と称する。事務局は、会長宅に置く。

## (目 的)

第2条 本会は、校区内の自治会を始め、各団体等との連絡調整の協議機関として、様々なコミュニティ活動の中心的な役割を担いながら行政の窓口として、住みよい町づくりを積極的に推進することを目的とする。

## (活動と事業)

第3条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 校区内組織の連絡調整に関すること。
- (2) 校区内組織の全体会議の開催に関すること。
- (3) 地域自治活動の充実と発展に関すること。
- (4) 社会福祉の充実増進に関すること。
- (5) 交通・防犯に関すること。
- (6) 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 体育振興に関すること。
- (9) 自主防会に関すること。
- (10) 校区だより（機関紙・会報）の発行に関すること。
- (11) その他、地域コミュニティに関すること。

## (組 織)

第4条 本会は、校区内自治会長を始め各団体等の代表者をもって組織する。

## (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 幹事若干名
- (8) 会計監査 1名

## (役員を選任)

第6条 会長は、委員の中から選任する。役員は、委員及び協議会を構成する団体に所属する者の中から会長が指名する。ただし、役員は総会において承認を得なければならない。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、最長は6年とする。

## (会 議)

第7条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 定期総会は、年1回開催するが、必要に応じて会長が臨時に招集することができる。総会では、事業計画・予算・決算・会則の改廃等に関することを、審議する。
- (2) 定例会議は、概ね隔月ごとに開催し、校区内の活動の連絡調整等を行う。
- (3) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

## (役員の仕事)

第8条 役員は、本会の目的を達成するため、次の仕事を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。総会、定例会及び役員会の議長は、

会長が努める。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は会務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の指示により、本会の業務を分担する。
- (4) 事務局長は、本会事務の統括をする。
- (5) 書記は、本会の事務を処理する。
- (6) 会計は、本会の経理を処理する。
- (7) 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(運 営)

第9条 本会でを行う行事については、既存の団体及び実行委員会を構成し実施する。

(経 費)

第10条 本会に必要な経費は、市助成金、各自治会の分担金及び寄附金等の収入金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

※ 附 則 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

※ 附 則 会則の一部改正 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

※ 附 則 会則の一部改正 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

※ 附 則 会則の一部改正 この会則は、平成20年4月27日から施行する。